

親が認知症になると 銀行口座は凍結される？

家族が今できる備えを **医師** がやさしく解説



医知創造ラボ

監修：脳神経内科専門医

2026年7月



介護施設の入居金 500万円

本人の口座に**お金はあるのに、1円も引き出せない**——
認知症のご家族に、実際に起きていることです。

窓口でのやり取り



窓口で返ってくるのは
「意思確認ができない」
という説明——
制度として正しくても、
支払いは待てません。

なぜ、家族でもお金が 引き出せなくなるの？

結論

銀行が本人の意思確認ができなくなると、取引を止めるからです。今日からできる備えまで解説します。

本日のアジェンダ

1

なぜ口座は止まるのか

医師の視点で見る、本当のタイムライン

2

事前にできる備え

代理人届から家族信託まで

3

発症後の手段

法定後見という選択肢

CHAPTER

第1章

なぜ口座は止まるのか

今日のキーワード

意思能力 いしのうりよく

自分の行為の結果を理解し、判断できる能力のこと。認知症と診断されても、ただちに意思能力がゼロになるわけではありません。

医師の視点で言うと

意思能力は0か1かではなく、少しずつ移り変わっていくグラデーションです。

できることと、難しくなること

できることの例

毎日の買い物や、
慣れた場所への外出

普段どおりの
生活費のやりくり



難しくなることの例

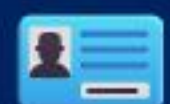
新しい金融商品の
契約内容の理解

大きな金額を
伴う判断

「診断」 = 「即凍結」 ではない



意思確認が丁寧になりやすい場面



通帳・キャッシュカードの再発行手続き



大口の引き出しや振り込み



定期預金の解約



投資信託などの新規契約

全銀協が示す 「医療費・施設費」の考え方

2021年2月、全国銀行協会が指針を公表しました。

📋 柔軟な対応を促す方針（拘束力なし）

医療費・施設費など**本人の利益が明らかな使途**に限り、親族等の代理出金を柔軟に認める方針です。ただし**拘束力はなく、実際の運用は各行の判断**です。

出典：全国銀行協会「金融取引の代理等に関する考え方」（2021年2月18日公表）

代理出金が認められるまで

1



STEP 1
診断書

医師の診断書を提出。意思確認の状況が分かります

⋮

2



STEP 2
面談

本人と親族、双方への複数の行員による面談が行われます

⋮

3



STEP 3
判断

医療費・施設費など、利益が明らかな範囲かを判断

※ 運用は金融機関ごとに異なり、必ず認められるとは限りません

事前に行えることは？

× 対策は、認知症になってから考えればいい

○ 実は、多くの対策は
「元気なうち」しか使えません

CHAPTER

第2章

事前にできる備え

元気なうちにできる3つの備え

方法	内容	始めやすさ
代理人届 代理人カード	家族を予約代理人として銀行に事前登録する	すぐできる
任意後見制度	公正証書で、将来の後見人を自分で選び契約する	要・契約
家族信託	不動産等も含め、財産の管理を家族に託す契約	要・専門家



代理人届・代理人カード

いつ使えるか

元気なうちに、
本人が窓口で手続き

手軽さ

最も手軽。銀行への届出のみ

費用感

金融機関ごとに規定
(窓口で要確認)

カバー範囲

生活費など、
限られた範囲の引き出し

任意後見制度

いつ使えるか

契約は元気なうちに。
効力は発症後に発生

手軽さ

公正証書での契約が必要

費用感

公証人手数料等が必要
(公証役場で要確認)

カバー範囲

契約で定めた
財産管理・身上監護



家族信託

いつ使えるか

元気なうちに契約。
発症後もすぐ機能

手軽さ

司法書士など
専門家の関与が前提

費用感

契約設計に
専門家報酬が別途必要

カバー範囲

不動産等も含め柔軟に管理可能

CHAPTER

第3章

発症後の手段：法定後見

発症後は「法定後見」という制度

任意後見も家族信託も契約していなかった場合、発症後に使えるのが法定後見です。

知っておきたい特徴

家庭裁判所が後見人を選任します。専門家が選ばれることも多く、一度始めると原則、途中でやめられません。

KEY NUMBER

2～6万円/月

⚠ 管理財産額に応じて増える

専門家後見人の 基本報酬の目安

出典：東京家庭裁判所・大阪家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」

今日の3つの持ち帰りポイント

01

診断＝即凍結 ではない

窓口で意思確認ができなくなった時に、はじめて表面化します。

02

備えは元気な うちだけ

代理人届・任意後見・家族信託は、事前の契約が前提です。

03

お金の備えは 認知症の備え

早めの受診・相談が、家族の選べる選択肢を増やします。



ご視聴にあたってのお願い

この動画は**制度の解説**であり、**特定の金融商品の
勧誘・推奨**ではありません。

個別の対応は、金融機関や**専門家（弁護士・司法
書士等）に直接ご確認**ください。

ご視聴ありがとうございました



概要欄をチェック
参考情報を掲載中



チャンネル登録
役立つ話題を
お届けします



高評価で応援
次回もお楽しみに

今回は、「成年後見と家族信託、
結局どちらがいいのか」を比較して解説します。
引き続き、**医知創造ラボ**をよろしくお願いいたします。